

10 完成檢查

10 完成検査

10.1 趣 旨

給水装置は、法第1条の「清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もって公衆衛生の向上と生活環境の改善」を遂行するため、関連法規・給水条例・取扱要綱等を遵守し、適正に施工しなければならない。

この確認のため、工事が完成した給水装置は、速やかに水道事業管理者の検査を受けなければならない。（法第15条第3項・条例第10条第2項）

10.2 提出書類

当該給水装置工事を完了した日から14日以内に次の書類を提出する。

- (1) 給水装置完成届出書（様式第9号）
- (2) 精算書（様式第8号）
- (3) 図面（位置図・平面図・立面図）
- (4) その他、提出を求められた書類

10.3 検査の内容

完成検査は、給水装置工事が適正に施工されたかを判断するもので、新設工事は入居前を原則とする。

特に、新設工事の中で直結給水の集合住宅は、必ず入居前とする。

- (1) 「給水装置工事等設計・施工取扱要綱」等の基準に適合しているか。
- (2) 精算書の内容及び完成図面と現地の使用材料及び配管状況との照合。
- (3) 耐圧試験(10.4)結果の確認。
- (4) 主任技術者チェック表(宅内、公道共)の確認
- (5) その他、確認すべき要件。
- (6) 検査の結果、指摘を受けた箇所は、速やかに手直しをし、再検査を受ける。

10.4 写真検査

検査時に可視できる範囲が著しく少ない工事（撤去工事、部分的な改造工事等）において、施工時、出来形の写真により検査を行うことがある。その場合、原則として以下の写真を提出すること。

- (1) 給水管引き込み位置のわかる写真(スタッフ等で寸法のわかるもの)。
- (2) メーター位置がわかる写真(スタッフ等で寸法のわかるもの)。
- (3) メーターの設置状況(番号、指針のわかる写真)。
- (4) 給水栓、取付器具の状況がわかる写真。
- (5) その他提出を求められた写真。

10.5 耐圧試験の基準

工事完成に際しては、下記の耐圧試験を実施し、漏水のないことを確認する。

	実施者	確認方法	試験水圧値	保持時間	備考
・新設工事	施工者	写真提出	1.75MPa	1分間	認証基準
・改造工事 (新設部分のみ加圧)	施工者	写真提出	1.75MPa	1分間	認証基準
・貯水槽水道の切替 ・井戸施設の切替	施工者	局担当者の立会	当該最高静水圧×1.5 (最低0.75MPa)	5分間	米子水道局基準
・サドル分水栓	施工者	写真提出	サドル分水栓施工手順参照		
・減圧弁以下の装置	任意	行わない	0.30MPa		認証基準
・共同管布設工事	施工者	写真提出	0.75 MPa	5分間	米子市水道局工事標準仕様書に準ずる